

# 静岡県持続的食料システム実施計画

令和5年3月

静岡県経済産業部

# 静岡県持続的食料システム実施計画

## 目 次

第 1	計画の趣旨	4
1	計画策定の趣旨	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
第 2	各種取組の概念と定義	5
1	有機農業	
2	特別栽培農産物	
3	環境負荷低減事業活動	
4	総合防除（I P M（総合的病害虫防除・雑草管理））	
5	G A P（農業生産工程管理）	
第 3	持続的な食料システムの構築に向けた現状と課題	6
第 4	持続的な食料システムの将来像と取組方針	8
1	将来像	
2	取組方針	
第 5	普及の目標	9
1	目標設定の考え方	
2	環境負荷低減の目標	
第 6	県が持続的な食料システムを支援するために行う施策	10
1	推進体制	
2	生産	
	（1）産地及び人材の育成・支援に関する施策	
	（2）技術開発と普及に関する施策	
	（3）産地づくりに関する施策	
3	消費	
	（1）販売機会の多様化に関する施策	
	（2）消費者の理解確保に向けた施策	
4	重点的な取組事項	
第 7	国等の支援施策の活用方策	13

第 8	計画の効果検証及び見直し	13
1	効果検証	
2	見直し	
<b>【参考資料】</b>		<b>14</b>

# 第1 計画の趣旨

## 1 計画策定の趣旨

SDGs や環境に対する関心が国内外で高まり、政府もグリーン社会の実現に注力し、2050年カーボンニュートラルの実現を目指すことを宣言する中、農林漁業及び食品産業の分野においても、これらに積極的に貢献していくことが求められており、農林水産省は、令和3年（2021年）5月に「みどりの食料システム戦略」を策定し、令和32年（2050年）に化学肥料使用量を30%低減、化学農薬使用量を50%低減、有機農業の取組面積を耕地面積の25%に拡大するなど14の目標を掲げた。

さらに、「みどりの食料システム戦略」を実現し、農林漁業及び食品産業の持続的発展並びに食料の安定供給の確保を図るため、令和4年（2022年）7月に「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」（以下、みどりの食料システム法）が施行された。

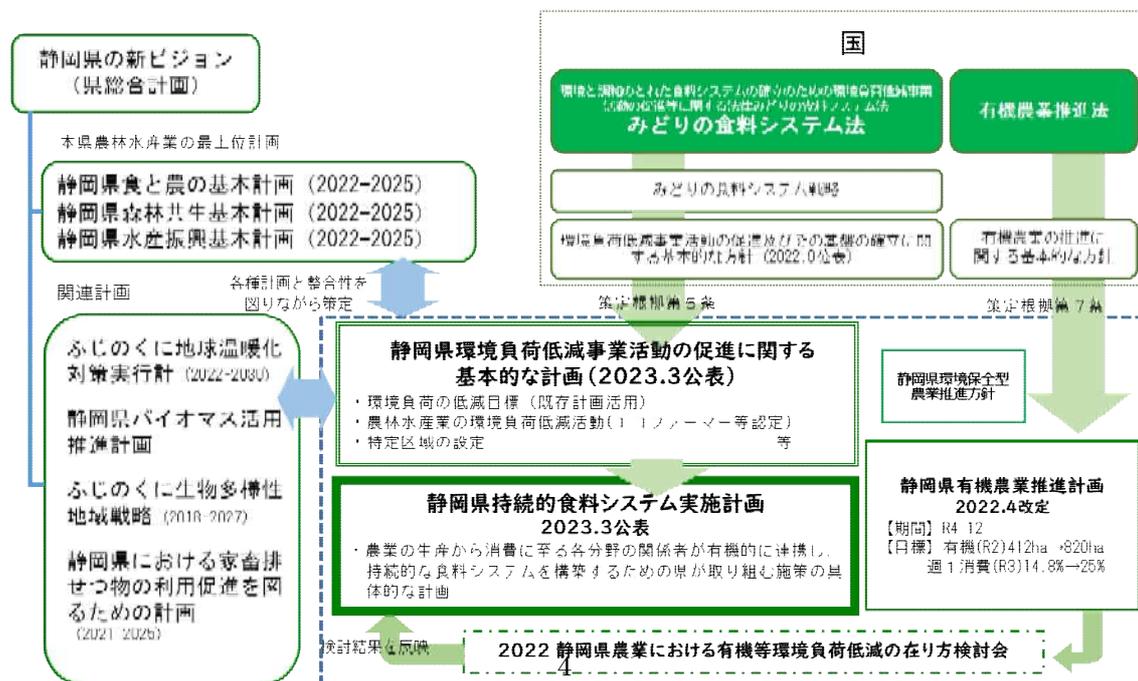
本県においても、みどりの食料システム法第16条第1項の規定に基づき、県及び35市町が共同で「静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」（以下、「みどりの食料システム法に基づく基本計画」）を策定した。

本計画は、「みどりの食料システム法に基づく基本計画」に合わせ、農業分野において県が取り組む施策を具体的に示すものである。

## 2 計画の位置付け

本計画は、「静岡県総合計画」の分野別計画として本県農業の最上位計画に位置づけられる「静岡県食と農の基本計画」の施策別計画及び「みどりの食料システム法に基づく基本計画」の農業分野での実施計画である。

また、計画の作成、推進にあたっては、有機農業推進法に基づく「静岡県有機農業推進計画」をはじめとした既存の関連方針・計画（参考資料）との整合性を図るものとする。



### 3 計画期間

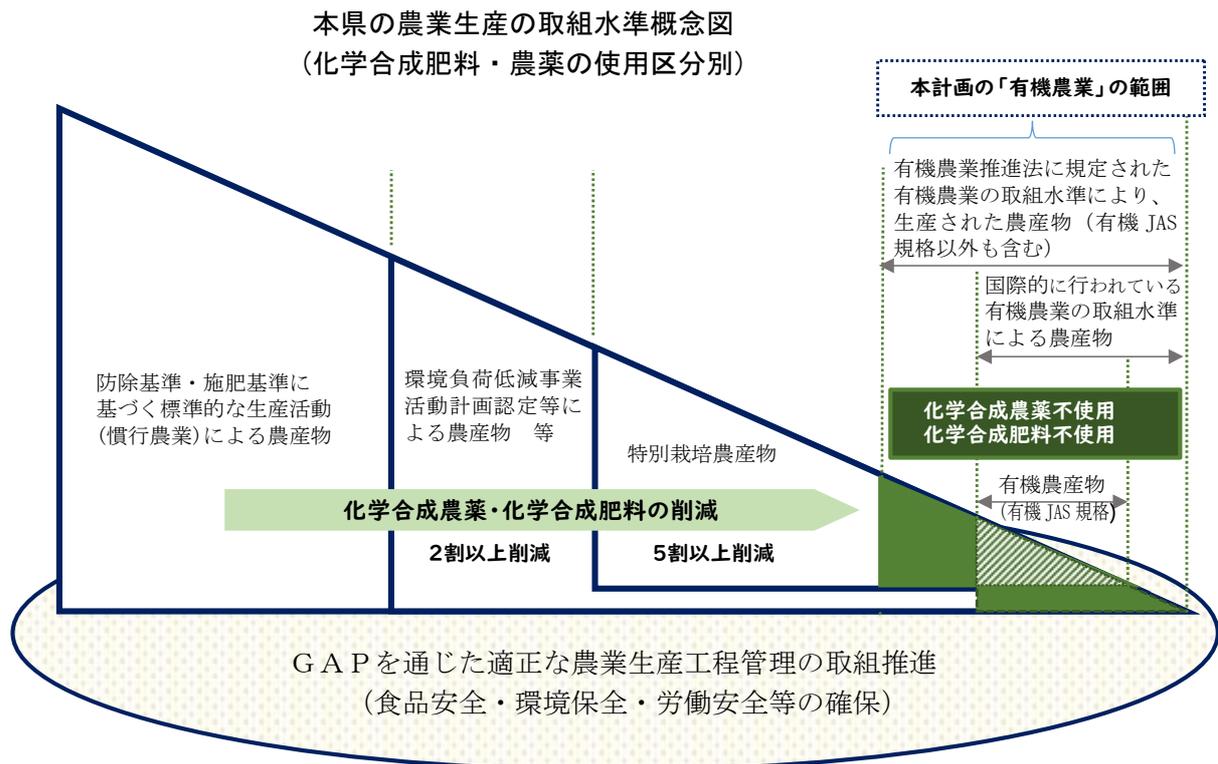
国の「みどりの食料システム戦略」の中間目標年である令和12年度（2030年度）を見据え、令和4年度（2022年度）から令和7年度（2025年度）までの4年間の第1期、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間の第2期とする。

第1期では、環境と調和のとれた食料システムの基礎を固めるため、環境負荷低減活動の推進体制の整備及び既存技術等の着実な普及を図るものとする。

国・県の計画	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
国みどりの食料システム戦略									中間
県食と農の基本計画	—————→				-----→				
県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画	—————→				-----→				
県持続的食料システム実施計画	—————→				—————→				

## 第2 各種取組の概念と定義

本計画における環境負荷低減の各種取組の概念と用語の定義については下のとおりとする。



### 1 有機農業

本計画における「有機農業」とは、有機農業推進法第2条に規定される「化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業」をいう。有機JAS規格以外も含む。

## 2 特別栽培農産物

化学肥料(窒素成分)の施用量及び化学合成農薬の総使用回数を県の慣行基準から5割以上削減したことを流通事業者等、地域農業に精通したものが確認した農産物。確認方法や表示方法については、国が定めたガイドラインに準拠。

## 3 環境負荷低減事業活動

みどりの食料システム法に規定され、農林漁業者が、農林漁業の持続性の確保に資するよう、農林漁業に由来する環境への負荷の低減を図るために行う次に掲げる事業活動。当該農林漁業者が作成した環境負荷低減事業活動実施計画を県が認定する。

- ア 有機質資材による土づくり、化学肥料・農薬低減技術を用いた生産（これまでのエコファーマーと同様の取組や有機農業が対象。指針は、投入窒素の総量の上限を定め、化学肥料施用量と化学合成農薬の延使用回数を県慣行基準から2割以上削減することを目標とする。）
- イ 温室効果ガス排出量削減（省エネ設備導入、家畜排せつ物の強制発酵の推進など）
- ウ 大臣の定めるもの（水耕栽培での化学肥料・化学農薬の使用低減、バイオ炭など）

## 4 総合防除（IPM（総合的病害虫防除・雑草管理））

環境や消費者ニーズの変化に対応し、病虫害を軽減するため、化学農薬による防除だけではなく、土壌診断に基づく施肥管理、健全な種苗の使用、農作物の残さの除去等の生産条件の整備により、病虫害の発生を予防することに重きを置き、気象や農作物の生育状況等を踏まえて有害動植物の発生を予測し、必要な措置を講ずる防除

## 5 GAP（農業生産工程管理）

食の安全性や安心の確保、環境保全、労働者の保護を含む持続可能な農業生産工程管理の取組

### 第3 持続的な食料システムの構築に向けた現状と課題

環境負荷低減の取組を行っている面積及び耕地面積に占める割合は減少傾向にあるが、有機農業については令和元年の318ha（0.5%）から令和3年の442ha（0.7%）と増加傾向に転じている（表1、2）。

しかしながら、環境負荷を低減する生産や販売の方法は生産者ごとに大きく異なり、その課題も多岐に渡っていることから、取組内容や生産から消費までの各分野に応じたボトルネックとその解決手段の提示が求められている。また、今後の取組拡大にあたっては、環境に配慮した農産物の需要拡大や価格転嫁が重要な課題であり、生産、流通・販売、消費の各分野が連携して情報の共有・発信や生産者の支援に取り組む必要がある（表3）。

表1 本県における環境負荷低減の取組別栽培面積の推移 (単位：ha)

取組	H28	H29	H30	R元	R2	R3
有機農業 (有機JAS規格)	465 (233)	430 (265)	343 (289)	318 (289)	418 (307)	442 R5.3未公表
特別栽培	288	336	350	336	281	297
エコファーマー	2,650	2,522	2,250	2,168	1,840	1,670
環境負荷低減面積小計	3,403	3,288	2,943	2,822	2,539	2,409
(参考) 慣行栽培	63,697	63,112	62,357	61,278	60,261	59,091
耕地面積	67,100	66,400	65,300	64,100	62,800	61,500
環境負荷低減割合	5.1%	5.0%	4.5%	4.4%	4.0%	3.9%

※ 有機農業及びエコファーマーは県調査、有機JAS規格は農水省調査、耕地面積は作物統計調査

※ 慣行栽培は県内耕地面積から有機農業、特別栽培、エコファーマーを除いた面積

表2 本県における作物別の有機農業取組面積の推移 (単位：ha)

作物	H28	H29	H30	R元	R2	R3
茶	199	242	220	193	198	210
水稲	157	102	67	61	146	151
野菜	77	66	39	43	56	68
果樹	12	11	10	13	11	9
その他	20	9	7	8	8	2
計	465	430	343	318	419	440

表3 各分野における農業の環境負荷低減の現状と課題

分野	現状	課題
全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産、販売の面で個々の取組が多い</li> <li>収益性のモデルが少なく不安</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生産から消費まで一体となった情報共有と取組が不足</li> </ul>
生産	<ul style="list-style-type: none"> <li>品質及び収量が不安定</li> <li>慣行に比べ人手に頼る作業が多い</li> <li>有機農業の新規参入は、研修先が少ない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培管理体系が未確立</li> <li>指導体制が脆弱</li> <li>土壌診断及び病害虫予察体制が不足</li> </ul>
流通・販売	<ul style="list-style-type: none"> <li>取扱は少なく、配送料が掛かる</li> <li>量販店での扱いは限定的</li> <li>市場では慣行栽培との価格差がない</li> <li>販売先の確保が困難</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>物流コスト低減 等</li> <li>⇒ 環境に配慮した農産物の需要拡大と同時に、中長期的な検討や取組が必要</li> </ul>
消費	<ul style="list-style-type: none"> <li>有機農産物を購入する消費者は限定的</li> <li>市場流通以外で付加価値を求める経営体が多く、飲食店の需要は、コロナ禍の影響が大きく、コロナ前の水準に戻らない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>環境に配慮した農産物に対する消費者の理解不足と、消費者へのPRがまだまだ購買行動の変容に結びついていない。</li> </ul>

## 第4 持続的な食料システムの将来像と取組方針

### 1 将来像

農業を憧れの職業へ

～ 持続可能な社会づくりへの貢献と、必要十分な収益が得られ、働きがいのある農業経営の実現 ～

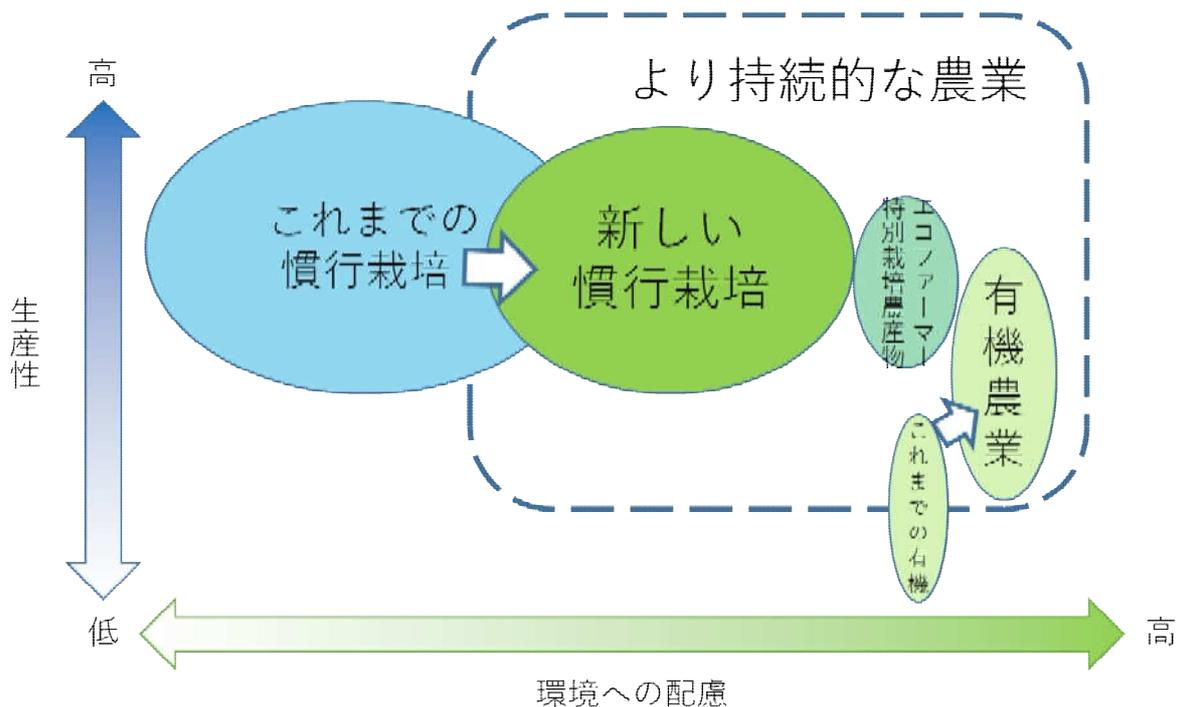
※ 県食と農の基本計画の10年後の目指す姿に一部追記

### 2 取組方針

生産面では、環境負荷低減に資する生産方式の開発・導入及び販売機会の創出を通じて、慣行栽培からより環境に配慮した「新しい慣行栽培」への転換を図るとともに、有機農業の拡大を推進する（下概念図）。

消費面では、消費者、実需者、流通関係者が環境負荷の低減に取り組んだ農産物を積極的に選択できる環境の整備を図る。

生産と消費の両面について、生産、流通・販売、消費、教育、行政など各分野が一体で創意工夫した取組を推進することで、環境負荷低減に貢献しながら経営的にも持続可能な農業への転換を図る。



## 第5 普及の目標

### 1 目標設定の考え方

本計画は、「みどりの食料システム法に基づく基本計画」の農業分野における県の実施内容を定めたものであることから、「みどりの食料システム法に基づく基本計画」と同一の数値目標により進捗評価を行う。なお、令和12年度目標値のみの場合も令和7年度の進捗状況は把握する。

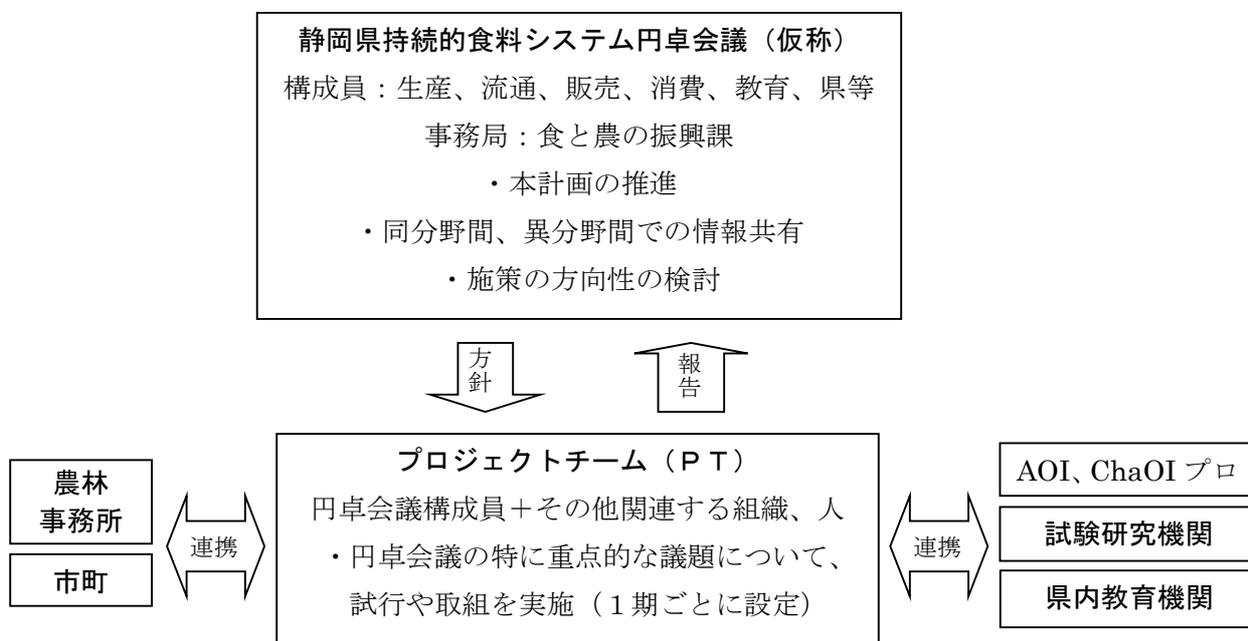
### 2 環境負荷低減の目標

指標名	現状値	目標値		根拠
		R7	R12	
県内化学肥料使用量低減	— (2016年肥料年度)	—	20%減	県肥料 流通量調査
県内化学農薬使用量低減	— (2019農薬年度)	—	10%減	経済連 取扱量
有機農業の取組面積	418ha (R3)	620ha	820ha	県調査
環境負荷低減技術 (IPM等)の導入産地数	15産地 (R元)	21産地	—	県調査
省エネ機器・資材の導入面積	—	3ha/年度	—	県調査

## 第6 県が持続的な食料システムを推進するために行う施策

### 1 推進体制

- ア 生産者や消費者、流通・加工・販売に関わる事業者、教育機関、行政等から構成する「静岡県持続的食料システム円卓会議（仮称）」（以下、円卓会議）を設立し、持続的食料システムを構築するための課題や技術などの情報共有、施策の方向性を検討することで、総合的な施策の推進を図る。
- イ 本計画の施策のうち特に重点的な議題について、円卓会議構成員及びその他関連する組織、人から成るプロジェクトチーム（PT）を設けることができ、最長3年の期限を設定した試行や取組を実施する。
- ウ 必要に応じてPTへの参画など市町や県が所管する農業の環境負荷低減に関する認定制度の取得者と連携を図る。



### 2 生産

#### (1) 産地及び人材の育成・支援に関する施策

##### ア 共通

- (ア) 有機農業をはじめとする環境に配慮した生産方式（以下、有機等）の導入・定着を図るため、環境にやさしい栽培技術及び省力化に資する産地に適したグリーンな栽培体系への転換、定着を図る農業者等の取組を支援する。
- (イ) 衛星画像のAI解析による土壌診断技術の導入するとともに、JA技術員等を対象とした土壌診断研修を開催し、土壌診断結果に基づく施肥体系を見直し、化学肥料使用量の低減を図る。

- (ウ) 家畜排せつ物、下水汚泥、食品等の有機資源の肥料利用を促進するため、需要の把握や技術的な課題の抽出等を図りながら、排出者、製造者、利用者など幅広い関係者との連携により、地域内資源の循環を図る。
- (エ) 堆肥の利用を促進するため、袋詰めやペレット化の推進、散布や運搬の作業体制や流通体制の整備を図る。
- (オ) A I 搭載型予察灯の導入等、病虫害発生予察調査の省力化と調査対象の拡充により植物防疫体制の強化を図るとともに、調査結果に基づく効率的な防除の促進により化学農薬使用量の低減を図る。
- (カ) 県内主要品目について、総合防除計画の策定及び技術指導者の育成により、科学的防除だけに頼らない I P M の普及を図る。
- (キ) 国や市町等と連携して、有機農業等に取り組む農業者を、環境保全型農業直接支払制度の活用等により支援する。
- (ク) 食と農で社会貢献に取り組む生産者を認証する S D G s 認証制度を創設し、生産者と実需者・消費者との価値の共有により、生産と消費の好循環を創出する。
- (ケ) 食の安全性や安心の確保、環境保全、労働者の保護を含む農業生産工程管理を確保する、国際水準 G A P（農業生産工程管理）の指導者育成等を通じて、持続可能な農業経営の維持発展を図る。
- (コ) 施設園芸における燃油使用量削減のため、省エネルギーで脱炭素効果が高いヒートポンプ等の導入「や被覆多層化の支援、高度環境制御技術による施設内環境の最適化に向けた勉強会の開催等の取組を行う。
- (サ) 水田から発生する温室効果ガス削減のため、「秋起こし」等栽培技術の見直し、技術導入に向けた実証、普及推進を行う。
- (シ) 農地の土壌炭素をモニタリングするとともに、炭素貯留につながる土壌管理技術の開発やカーボンクレジットの取得支援に取り組む。
- (ス) 堆肥等生産施設、種子種苗生産供給施設、集出荷貯蔵施設等の共同利用施設の整備や農業機械の導入等を支援する。

## イ 有機農業

- (ア) 地域ぐるみで有機農業に取り組む市町等の取組を推進するため、生産者の組織化、農地の団地化や学校給食等での利用など、有機農業の生産から消費まで、事業者や地域内外の住民を巻き込んで推進する取組の試行や体制づくりを支援する。
- (イ) 農業者に指導及び助言を行うことのできる指導員の育成、指導員による現地指導等、生産現場における普及指導体制の整備を進める。
- (ウ) 新たに有機農業を行おうとする者が円滑に開始できるよう、有機農業に取り組む教育機関や農業者等と連携して支援できる体制を整備する。
- (エ) 海外での有機食品に対する需要の高まりに対応し、生産段階、加工段階での C h a O I プロジェクトの有機茶転換向けの支援や、有機 J A S 認証の取得の促進など、有機農産物の産地づくりを支援する。

## (2) 技術開発と普及に関する施策

- ア 試験研究機関や農業者、大学、民間等で開発、実践されている様々な技術の情報の収集及び共有を図るとともに、地域の気象・土壌条件等に適合し、品質や収量を安定的に確保できる技術体系の確立や、新技術の導入効果や適用条件の把握に向けた実証試験等に取り組む。
- イ 化学肥料・化学農薬の使用量削減と経営の安定化の両立に向けた病害虫防除技術、施肥技術等の栽培技術の開発・普及に取り組む。
- ウ 省エネ技術及び低コスト化や軽労化につながる除草や防除の機械化技術等に関する研究成果情報の提供を図る。
- エ 農業分野におけるエネルギーの見える化を進めるとともに、省エネ機器・設備の技術開発の推進や支援体制の充実等を行う。
- オ 気候変動への対応や有機等栽培向きの品種、栽培技術の開発・普及に取り組む。
- カ A O I プロジェクト、C h a O I プロジェクト等の関連した取組成果について、円卓会議等を通じ情報発信する。

## 3 消費

### (1) 販売機会の多様化に関する施策

#### ア 共通

- (ア) 有機等の取組やその特徴に関して、農業者と消費者に対しインターネットの活用など積極的な情報発信を促進し、様々な業種との連携を図る。
- (イ) 生産者と実需者とのマッチングを図りつつ、両者の課題とその対応等の事例を積み上げる。

### (2) 消費者の理解確保に向けた施策

- ア インターネットを活用した情報発信、資料の提供、研修会の開催等を通じ、環境に配慮した農業生産方式が有する様々な特徴についての知識の普及啓発に努める。
- イ J A S 法に基づく有機農産物の検査認証制度や農産物の表示ルール、G A P や特別栽培農産物の表示ガイドライン等の各種認証の取得を推進するとともに、その趣旨や相違等について、消費者や関係者への普及啓発に努める。

## 4 重点的な取組事項

これまで環境保全型農業について、個別の取組を中心に様々な施策を推進してきたが、横展開を図るため、次の3点を第1期の重点的な取組事項として取り組むことで普及推進体制を整備し、第2期で面的な取組へ展開する。

- (1) 県内産地が一体となった新しい慣行栽培への転換に向け、土壌診断に基づく施肥体系の見直し及び化学農薬使用量低減のための総合防除の推進【慣行栽培】
- (2) 有機農業の取組面積拡大のための新規参入促進【有機農業】
- (3) 生産者と実需者の連携及び情報発信と食育を通じた消費者の購買行動の変容の促進【共通】

区 分	R4	R5	R6	R7
慣行栽培	JA ワーキング検討	土壌診断体制の構築（モデル地区） 総合防除計画策定	主要品目での総合防除現地実証	主要品目の施肥体系への反映
有機農業	有機 JAS 指導員養成研修（5人／年） 人材育成意見交換会	教員向け研修・小規模実証（県内農業高校）	新規参入モデル策定	
共通		生産者と実需者との連携による事例の積み上げ（2件／年） 環境負荷低減と地産地消をテーマにした食育とホームページ利用による情報発信		

## 第7 国等の支援施策の活用方策

本計画の推進にあたっては、環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針第六に掲げる国の施策及び各種事業を活用する。

## 第8 計画の効果検証及び見直し

### 1 効果検証

計画期間の最終年度である令和7年度に目標値の達成率を取りまとめ円卓会議へ報告し、検証を行う。

### 2 見直し

計画期間内であっても、情勢の変化や目標達成状況等の事情により、本計画の見直しが必要な場合は、円卓会議に意見を諮ることとする。

## 【参考資料】

- 1 環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針（令和4年9月公表）
- 2 静岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画（令和5年3月公表）
- 3 静岡県有機農業推進計画（令和4年4月改定）
- 4 静岡県環境保全型農業推進方針